

# 介護保険のお知らせ

11月11日(いい日いい日)は「介護の日」です。介護についての理解と認識を深め、地域における支え合いを促進するため、皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

**【介護保険制度とは】**40歳以上の市民が被保険者となり介護保険料を納め、老後の不安要因である介護を、社会全体で支えあうために作られた制度です。

**【介護サービスを利用できる方は】**65歳以上の「第1号被保険者」と、40～64歳の「第2号被保険者」の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。

**【介護サービスの利用手続きは】**

- ①要介護認定申請をします(介護サービスが必要になったら申請をしてください)。
- ②介護認定調査員(市の職員等)が訪問し、心身の状態等について調査します。
- ③主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます(原則市が手続きをします)。
- ④介護認定審査会で介護の必要性や程度(介護に係る手間)について審査・判定を行います。
- ⑤介護認定審査結果を通知します(要介護認定区分は、要支援1～2・要介護1～5の7段階です)。
- ⑥要介護1～5と認定された方で、居宅でのサービスを希望の場合は、居宅介護支援事業者に介護サービス計画(ケアプラン)の依頼をし、介護サービスを利用します。
- ⑦要介護1～5と認定された方で、施設サービスを利用するときは直接施設に申込みができます。※平成27年4月から介護老人福祉施設への新規入所は、原則要介護3以上の方が対象となりました。
- ⑧要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの依頼をします。
- ⑨非該当となった方は、地域包括支援センターへ相談をしてみましょう。
- ⑩すでに認定を受けている方で、心身の状態が変化した場合は、状態を見直す区分変更申請をすることができます。

## 【利用できるサービス】

〈在宅サービス(給付額の限度あり)〉訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費支給・短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援**〈施設サービス〉**介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)**〈地域密着型サービス〉**認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等

**【利用者の負担】**サービスにかかった費用の1割を負担。ただし、平成27年8月から一定以上の所得者は2割負担。

## 【利用者の負担軽減制度】

〈①高額介護サービス費〉利用者負担額が高額となり、一定額を超えた分について払い戻されます。※平成27年8月から医療保険における現役並み所得に相当する方がいる世帯について、高額介護サービス費の上限額が4万4,400円に変更となりました。

〈②高額医療合算介護サービス費〉医療保険及び介護保険の両制度における自己負担額が一定額を超えた分について払い戻されます。

〈③特定入所者介護サービス費〉低所得の方が施設サービスを利用する場合、食費・居住費について補給付されます。※平成27年8月から、世帯全員が住民税非課税に加え、(1)同一世帯に属しない配偶者が住民税非課税(2)本人及び配偶者が所有する資産の合計額が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下であることが要件となりました。

〈④生計困難者等に対する利用者負担軽減〉介護サービス事業者が低所得の方の利用者負担を軽減する制度です。

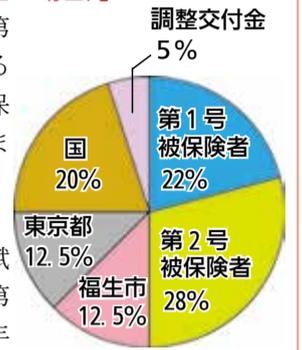
〈⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業〉制度改正による利用者負担を軽減する制度

です。  
〈⑥要介護旧措置者の経過措置〉特別養護老人ホームの旧措置者で従前の利用者負担を上回らないよう負担額を軽減する制度です。

**【介護サービス利用についての苦情・介護保険の相談】**まずは市役所の介護福祉課にご相談ください。

**【介護保険給付に要する費用負担割合(施設等給付費以外の給付費の負担割合の場合)】**

右のグラフのとおり、第1号被保険者が負担する割合は22%、第2号被保険者は28%となっています。



## 【介護保険料】

〈①「第1号被保険者」〉賦課基準日(4月1日)の第1号被保険者の所得・年金収入及びその世帯の市民税課税状況により、その年度分の保険料が決まります。所得段階別保険料の設定は、負担能力に応じて14段階に設定しています。

〈②「第2号被保険者」〉加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。

## 【介護保険料の納め方】

〈①「第1号被保険者」〉年金定期支払の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※ただし次の方は納付書で納めていただきます。年金が一定額以下の方・年齢が65歳になった方(一定期間)・転入された方(一定期間)・市民税の修正申告を行った方

〈②「第2号被保険者」〉加入している医療保険者が保険料を徴収します。

**【介護保険給付制限とは】**介護保険料を滞納すると、要介護認定時に滞納期間に応じ給付制限が行われますのでご注意ください。

■このほか詳細は6月に配布した「介護保険べんり帳」をご覧ください。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

【特別障害者手当等の振り込みのお知らせ】特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を11月中旬に振り込みます。【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

## 高齢者介護予防教室

介護予防を目的とした教室を実施します。

▼筋力向上トレーニング教室

【日時】12月8日(火)～平成28年3月1日(火)の火曜日(全12回)午後2時～4時  
【場所】福祉センター2階理学療法室  
【対象】65歳以上の高齢者で介護保険要介護認定のしない方、医師から運動制限を受けていない方(平成27年度初参加の方を優先)  
【定員】先着20人

【目的】転倒骨折の防止及び加齢にともなう運動機能低下の予防・向上  
【内容】健康運動指導士の指導による、個人の身体状況などに応じたトレーニング

【申込み】11月4日(水)～11日(水)の間に電話で申込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課地域包括支援センター係(☎551・1537)窓口へお越しください。

健康づくり講演会  
▼「若返りは快眠から」  
「快眠は三文の徳」

十分な睡眠を取ることが身体の疲れを取り、心の安定を保つことに繋がります。講師からのお話だけではなく、簡単なストレッチや呼吸法等もご紹介いたします。この機会に、快眠生活を始めてみませんか?

【日時】11月28日(土)午後1時30分～3時30分(開場1時) ※直接会場へ。  
【場所】市民会館小ホール(つつじホール)  
【定員】先着260人

【講師】大川匡子氏(公益財団法人精神・神経科学振興財団理事)、友野なお氏(株式会社SDM「睡眠コンサルタント」)

【主催】福生市・健康づくり推進員の会  
【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

心の健康教室「レットトライ! ミュージック」  
日常生活を送るうえで誰もが少なからずストレスを抱えているのではないのでしょうか? 心と身体は密接に関連しています。音楽を利用して心の健康づくりを楽しく学びます。

【日時】12月10日(木)午前10時～11時30分  
【場所】保健センター  
【対象】市内在住の方  
【定員】先着20人  
【講師】音楽療法士

【内容】心の健康と音楽の話・珍しい楽器やおなじみの楽器の演奏・みんなで歌ったり、体を動かします。  
【申込み】11月4日(水)から電話で保健センター ☎ 552・0061へ。

特定保健指導のお知らせ  
今年度、福生市特定健康診査の結果で、生活習慣病のリスクがあると判断された方に「特定保健指導」の案内を送付します。

特定保健指導では管理栄養士・健康運動指導士が生活習慣の改善に向けて指導します。料金は無料です。健康で元氣な生活を手に入れますよう!  
【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

がん検診推進事業 乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン券が届いた方へ  
がん検診推進事業乳がん検診・子宮頸がん検診の受診期間は平成28年1月31日までとなっています。詳細についてはお送りしている書類をご確認ください。がらは早期発見、早期治療が大切です。  
まだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診してください。  
※最終月になりますと大変混雑が予測され、受診できない恐れがあるため、早めの受診をお勧めします。  
【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

第38回福祉バザー  
市民の皆さんから寄せられた衣料品、日用品、雑貨等の販売のほか、福祉団体による模擬店も出店します。バザー収益金は地域福祉活動の推進等に活用させていただきます。  
【日時】12月6日(日)午前10時～午後3時終了予定  
【場所】福祉センター  
【問合せ】社会福祉協議会 ☎ 552・2121

【ひとりで悩まず、まず相談を「心の相談」】対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。【日時】11月27日(金)午後1時～2時30分【場所】福祉センター相談室【定員】先着2人※初めての相談の方限定【申込み】11月4日(水)から社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027へ。